

## 高松市指定収集袋（超特小）仕様書

1 品名 燃やせるごみ・破砕ごみ用 5リットル相当

2 契約の内容

高松市指定収集袋の製造及び指定保管場所への荷降ろしを含めた納入までを行うもの。

3 指定収集袋

(1) 材質

ア 高密度ポリエチレン（PE-HD）とすること。

イ 増量剤として炭酸カルシウムを混入しないこと。

ウ フィルムの種類は、日本産業規格 Z 1702-1994 の規定 2 の表 1 の 2 種 B に準ずること。

(2) 袋本体の色

乳白色とし、半透明で内容が識別できること。詳細については、契約締結後、色見本又は過去に作成した指定収集袋の色を基に決定する。

(3) 文字等の印刷色 紺色

ア 指定収集袋に印刷する文字等の色は紺色とし、詳細については、契約締結後、色見本又は過去に作成した指定収集袋の色を基に決定する。

イ 文字等の印刷については、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性などの面で堅牢度に優れているものを使用すること。

ウ 顔料その他に鉛を使用しないこと。また、日本の印刷インキ工業連合会が策定する印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

エ 使用インキについて疑義が生じた場合は、確認のために成分等を証明できる書類等の提出を求めることがある。

(4) 形状

袋の形状は、U形袋（ガセット・ベロ付き）日本産業規格 Z 1711-1994 の規定 4 の図 1 の U形袋 (2) の規格を準用したものとすること。

ア 縦・横・幅寸法 別紙 1 のとおり

合成樹脂加工品品質表示規程（平成 29 年 3 月 30 日号外消費者庁告示第 5 号）第 2 条 第 6 号（一）及び表 1 に準ずること。

イ 厚さ 0.020mm

許容差については、日本産業規格 Z 1711-1994 の規定 6.2 の表 6 に準ずること。

(5) 図案、表記等 別紙 2 のとおり

ただし、表示の一部について、変更する場合がある。

(6) 品質

袋は均質で泡、むら、フィッシュアイ、異物の混入、ピンホールなどの使用上有害な欠点無く、かつ、形状が均整で、切断部などの仕上げが良好であり、印刷むらが目立たないこととし、日本産業規格 Z 1702-1994 の規定 3 に準ずること。ただし、引張強さについては、50.0 MPa 以上とすること。

なお、引張強さの測定方法は、日本産業規格 Z 1702-1994 の規定 7.5 に準ずるものとする。

(7) 袋の性能

日本産業規格 Z 1711-1994 の規定 7.2 に準ずること。ただし、ヒートシール強さについては、平シール部を 12.0N 以上、ガセットシール部を 24.0N 以上とすること。

(8) 発注数量

枚 数	袋 数	箱 数
500,000枚	50,000組	1,000箱

4 外装袋

外装袋の規格等については、次のとおりとし、1枚ずつ無理なく取り出せるよう、上部にミシン目を入れ、取り出し口を設けること。

(1) 材質

ポリプロピレン又はポリエチレン

(2) 袋本体の色

無色透明

(3) 形状

平形袋

(4) 寸法等

寸法については、下表を目安とし、契約締結後に本市と協議の上、決定する。なお、製造過程において、内容物となる指定収集袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得た上で、適切な寸法に修正すること。

また、寸法の詳細については、別紙3を参照することとし、最終的な決定は本市との協議を行った上で、本市の指示に従うこととする。

寸 法	厚 さ
縦 240mm × 横 160mm	0.025mm

(5) 図案、表記等 別紙4のとおり

ア 表示の一部については、変更する場合がある。ただし、広告掲載スペースについては、縦55mm×横130mmのサイズを確保すること。

イ 広告の図案については、広告掲載事業者からのレイアウト提示後に協議を行い、決定する。

ウ 「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程に定める内容を記載すること。

また、同欄に製造請負業者として、受注者の「商号又は名称」、「所在地」を併記すること。

(6) 文字等の印刷色 紺色（指定収集袋と同一）

注意事項については、「3(3) 文字等の印刷色」に準ずること。

(7) セット

指定収集袋を縦三つ折りにして、1組10枚入りとし、1枚ずつ取り出せるよう外装袋に入れること。

(8) その他

ア 品質等については、「3(6) 品質」及び「3(7) 袋の性能」に準ずること。

イ 外装袋のバッククローズは、ヒートシールとする。

ウ バーコードの読み取りが問題なく行えること。

5 梱包方法等

(1) 材質 段ボール

複数段積み重ねても潰れない強度がある物を使用すること。

(2) 寸法等

梱包箱の大きさについては、別紙5を目安とし、落札後に本市と協議の上、決定する。

なお、製造過程において、内容物となる指定収集袋のサイズと合わないなどの事由により寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

(3) 表示内容

表示は別紙5に示すレイアウトを参考とし、箱の側面4箇所、に、梱包した種類が分かるように次の内容を表示すること。

ア 「■高松市指定収集袋■」

イ 「(超特小)」

ウ 「10枚×50組入」

エ 「ロット番号」

オ 「製造年月日」

※ ロット番号から製造年月日が特定できる場合は、表示の省略を可とする。

カ 「製造工場名」

アからウ及びカの表示は紺色とする(指定収集袋と同一)。注意事項については、「3(3) 文字等の印刷色」に準ずること。ただし「ロット番号」及び「製造年月日」の表示の色は特に指定しない。

なお、製造工場名の表記については、日本語又は英語による表記が望ましいが、これにより難しい場合は、本市と協議の上決定するものとし、「工場名：○○」等、その表記が工場名を示していることが分かるように表示すること。

(4) 梱包

ア 50組(500枚)で1箱として梱包すること。

イ 外装袋に過度の皺、折れが生じないように配慮し梱包すること。

ウ 梱包箱は、金具やビニールテープ等(ビニールテープではないクラフトテープ、OPPテープは使用可とする。)は使用せず、接着面は糊等で接着し、リサイクルできるようにすること。

エ 梱包は、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意すること。

(5) その他

輸送中における箱の破損及び汚損に対応するため、別途、空箱を20箱納入すること。

6 事前点検

(1) 目的

本格的な製造開始前に、製造された袋について、本仕様書で定める事項に適合していることを確認するために実施する。

(2) 点検要領

ア スケジュール表の提出

指定納期に間に合うよう計画し、次のウ〜カに規定する工程及び完納までのスケジュールを記したものを、書面にて契約締結日から起算して14日以内に本市に提出し、承認を受けること。

イ スケジュールに7日以上の前倒し又は遅延が生ずると見込まれる場合は、本市と協議の上、協議後3日以内に変更後のスケジュールを提出し承認を受けること。

ウ レイアウトの提出

本仕様書に基づき、指定収集袋・外装袋及び外箱のレイアウトを作成し、電子データ(PDF)又は紙にて提出し、本市の確認を受けること。

エ サンプル品及び製造工程写真の提出

本仕様書における外装袋に詰めた工程までのものを、サンプル品として契約締結日から起算して28日以内に本市及び広告掲載事業者に提出すること。また、製造工程写真(製造工場外観、工場内部、インフレーション工程、印刷工程、製袋工程、外装袋詰工程、箱詰工程)を本市に提出すること。

オ 試験

提出されたサンプル品について、本市の検査を受けた後、市に提出したサンプル品と同様に製造した別のサンプル品をもって、公平な第三者機関(以下単に「第三者機関」という。)において試験を受けること。

カ 試験結果等の提出

本仕様書「3(1) 材質」のイに規定する袋本体の炭酸カルシウム混入の有無、本仕様書「3(4) 形状」のイ、「3(6) 品質」及び「3(7) 袋の性能」への適合について、第三者機関が測定・作成した試験結果(下記(3)の全ての試験項目について、記載のあるもの。)を指定納期の初日までに提出すること。

なお、試験結果において炭酸カルシウムが検出されたときは、受注者は、増量剤として炭酸カルシウムを混入していない旨の誓約書及び炭酸カルシウムが検出された理由書を作成し、添付すること。

(3) 第三者機関で測定する試験内容

ア 材質関係

試験項目	仕様書適合条件
材質	袋の材料であるフィルム自体に炭酸カルシウムが混入していないこと。

イ 強度関係

試験項目		仕様書適合条件	日本産業規格 Z 1702 に準ずる箇条
強 度	引張強さ	50.0 MPa 以上であること。	7.5
	伸び	150%以上であること。	7.5
	衝撃試験	適合していること。	7.6

ウ 形状・性能関係

試験項目		仕様書適合条件	日本産業規格 Z 1711 に準ずる箇条
厚 さ (許容範囲)		平均厚さの差の割合 (厚さの差の許可範囲) ± 9 % (±0.005mm)	8.2
性 能	ヒートシール 強さ	平シール部 12.0N以上であること。 ガセットシール部 24.0N以上であること。	8.4
	印刷はく離強	印刷物の面積が 80%以上残ること。	8.5
	水漏れ	水漏れがないこと。	8.6

- (4) 事前点検に係る費用については、受注者が負担すること。なお、本市及び広告掲載事業者に提出したサンプル品及び第三者機関での試験に使用したサンプル品については、納入数に含まないものとする。

7 製造

- (1) 受注者は、前項に定める本市の事前点検に合格していることが確認されるまで、袋の本格的な製造を開始してはならない。
- (2) 製造に当たっては、本市の事前点検を受け、合格したサンプル品と同一の材質・顔料・インキを使用した同品質のものとする。

8 納期及び納入場所

(1) 指定納期

令和7年1月14日(火)から令和7年3月14日(金)午後4時まで

※ 土曜日、日曜日及び祝日を除く。

(2) 納入場所

日本郵便株式会社四国支社 香川物流ソリューションセンター第一倉庫

香川県木田郡三木町池戸274番地1

(3) 納入時の手続

- ア 納入については、大量となるため、本市及び本市が指示する指定収集袋保管業者と納入日、納入数量等について事前に十分協議の上調整し、本市の指示に従うこと。

- イ 納入は本市が指示した納入場所において荷降ろしまで行うこと。なお、受注者側で保管業者が指定する大きさのパレットを準備し、搭載した状態で搬入すること。詳細は本市及び本市が指示する指定収集袋保管業者と事前に協議し決定すること。
- ウ 納入に際して、受領書は受注者が作成し、納入年月日を記入の上、本市が指示する指定収集袋保管業者の受領印を徴すこと。
- エ 受注者は、納入日・納入数量が分かるよう納品書を作成し、受領書の写しを添付し、本市に提出の上、承認を得ること。
- オ 第1回目の納入時に、同一ロットのサンプル品を1組広告掲載事業者に提出すること。  
なお、提出したサンプル品については、納入数に含まないものとする。
- カ その他納入に係る不明な点等については、本市と協議し、指示に従うこと。

## 9 納入時の検査

実際に納入された袋について、本仕様書の内容に適合していることを確認するために実施する。検査時に立会いを求めた場合、受注者は速やかに応じること。

- (1) 納入検査は、全数量納入後に行う。ただし、本市が必要と認めた場合は、全数量納入前であっても、既納入分を対象に実施する場合がある。
- (2) 納入された指定収集袋から、種類別に本市が無作為に一部抽出し、本仕様書及び本市が指示した事項並びに本市と協議の上、決定した事項に適合しているか確認する。
- (3) 本市が必要と認めた場合は、本市検査に加えて本市が指示した検体について、「6 事前点検(2)オ」の試験を求める場合がある。なお、この際の費用は受注者の負担とし、本市が指示する検体は納入物から抽出したものとし、試験の結果、本仕様書の内容に適合していることが確認された検体については、検査合格品とする。
- (4) 本市が納入時に実施した検査の結果、本市が必要と認めた場合は、納入された指定収集袋の一部又は全部に対し、受注者による自主検査を求める場合がある。この際の費用は受注者の負担とし、本市立会いの元に行うものとする。なお、この検査に使用した検体は、本仕様書の内容に適合又は不適合を問わず、納入数量から除外とするので、同数の適合品を補填すること。
- (5) (4)の自主検査を行った場合、検査結果を基に本市と対応を協議し、指示に従うこと。
- (6) 納入時に本市が検査を実施し、合格をもって完了とするが、梱包箱の外観検査と一部抽出の検査のみで確認を行うことから、後日、不適合品があった場合には、受注者の負担で本仕様書に適合する品と交換すること。
- (7) 本市が納入時の検査に使用した指定収集袋のうち、検査合格品については合格数量に含むこととする。(3)において使用した検体も同様とする。
- (8) 検査の結果、不合格となった場合は、直ちに納入場所から、本市が未承認の全ての指定収集袋を撤去の上、細かく裁断するなど、本市の指示に従って処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は受注者が負担すること。また、本市の指示に従い改善した袋のサンプルを提出し、再検査を受けること。
- (9) 不用になった梱包材は持ち帰ること。

## 10 その他の検査

- (1) 工場から出荷する際には、必ず受注者の責任において自主検査を実施すること。
- (2) 本市が製造工場において製造過程の検査を求めた場合は、速やかに応じること。この際、本市が指定する日程で案内人を同行させるものとし、製造工場が海外の場合は日本語が通じる環境を構築すること。
- (3) 上記における本市職員の旅費は本市の負担とするが、案内人、通訳等の旅費は受注者の負担とする。

なお、旅費とは、検査日程中に係る一切の費用をいう。

## 11 その他補足事項

- (1) 納入、検査等に係る費用は全て含んで見積もること。
- (2) 指定収集袋の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし、本仕様書に基づき、履行開始後に指定収集袋の品質確認等のために本市が詳細な製造工程の説明又は立入検査を求めた場合は、速やかに応じること。特に、海外工場で製造する場合には、本市の求めに応じた円滑な指定収集袋の製造及び輸送ができるよう、製造国内の情勢を十分に考慮した上で工場を選定すること。また、迅速かつ正確に状況を確認できる連絡体制を構築すること。
- (3) 万一、納入された袋の品質等に疑義が生じたときは、本市が無作為に抽出した袋について、受注者が費用負担の上、本市が指示する項目について第三者機関による試験結果を作成し、本市に提出すること。その結果、本仕様書に適合していなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善し、本市の承認を得た良品と無償交換すること。
- (4) 指定収集袋の品質について、市民又は取扱店から問合せがあった場合は、誠実に対応し、受注者のみの判断により難しい場合は、適宜、本市と協議を行い問題の解決を図ること。
- (5) 受注者の責任による不良品（以下、「不良品」という。）があった場合、本市の指示に従い速やかに回収し、良品と無償交換する等対策を講じること。  
なお、不良品とは、圧着・強度不足、裁断ミスによる破断・破損・底抜け、印刷ミス、枚数・組数相違、誤封入、製造工場から保管場所への輸送の際に生じた破損・汚損等が本市及び本市が指示する指定収集袋保管業者並びに取扱店が関与し得ない製造・輸送過程において発生し、市民への交付に適さないと本市が判断するものをいう。
- (6) 不良品が本市に返品された場合、受注者はこれを回収し、速やかに良品を補填すること。
- (7) 不良品の発生原因、発生量等を調査する際に、受注者による自主検査を求めた場合の取扱いについて、9（4）と同様とする。
- (8) （4）及び（5）から（7）に係る費用は、受注者が負担すること。回収した不良品の管理及び廃棄に係る費用についても同様とする。
- (9) 不良品対応後は書面により速やかに本市に報告を行うこと。
- (10) 受注者が製造した不良品を含む全ての指定収集袋について、本市が管理する方法以外に使用されることや、流通することがないように徹底した管理をすること。
- (11) 入札金額は、1箱当たりの単価（税抜き・円単位）×数量（1,000箱）とすること。
- (12) 全ての納入について検査に合格した後、請求書を提出すること。

(13) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定する。

12 連絡先

高松市番町一丁目8番15号 高松市役所本庁舎13階

高松市ゼロカーボンシティ推進課（担当者：渡邊）

TEL：（087）839-2393

13 質問及び回答書提出先

高松市契約監理課 物品契約係

TEL：（087）839-2252

FAX：（087）839-2254